

| 分類 | 主な意見の概要 | 事業者の見解 |
|---------------------|---|---|
| 環境保全 措置 (つづき) | <ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法の施行について」では、「・・・建造物の構造、配置のあり方・・・を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討する」とあるが、複数の案を時系列に沿って並行的に比較検討されていない。 ・本準備書は「環境保全措置」の代替案すら比較検討されていない。アセス法ならびに、県環境管理計画に反した準備書であるため再度、予測・評価を見直し、評価書の中で相対比較を行うべきである。 ・保全対策に責任が伴っていない。 ・保全対策に責任が伴っておらず、事業の変更、中断、撤回などが明記されていない。 ・取り返しのつかないほどの自然が破壊を受けた時の責任はどうやって取るのか。壊した自然はもう戻らない。予想していなかった事態がおこった場合の事業者の責任を、事業の撤回・変更を含めて明らかにすべき。 ・予想していなかった事態が起こった場合、誰が責任を取るのか。 | (前頁から続く) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・31種類しか移動・移植できないのか。 ・31種の選定基準があいまい。 | <p>土地の改変による影響として、改変区域で確認された種については、生息・生育個体の一部が消失することから、改変前に移動・移植などの何らかの環境保全措置を講ずることが望ましいと考えられますが、移動・移植先の生物相等の攪乱が懸念されるため、個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる種について検討を行いました。</p> <p>選定手順は準備書p6-8-41、p6-9-35、p6-10-18に示すとおりであり、石垣島の分布状況を既存文献及び過去の調査結果等から推定し、個体数の多いもの及び広域分布種は除外しています。また、現地調査結果から事業実施区域周辺における確認個体数を計数し、改変部内外での確認個体数の比較を行い、個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる種を選定しました。</p> |